

千葉県立保健医療大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は2023（平成35）年3月31日までとする。

II 総 評

貴大学は、保健医療専門職を育成することを目的に、千葉県立衛生短期大学および千葉県医療技術大学校を再編・整備し、健康科学部のみの単科大学として2009（平成21）年度に開学した。看護学科、栄養学科、歯科衛生学科は千葉県千葉市の幕張キャンパス、リハビリテーション学科は同市の仁戸名キャンパスにおいて教育研究活動を展開し、2013（平成25）年3月に初めての卒業生を世に送り出したところである。

初めての認証評価となる今回の大学評価では、多職種連携に資する専門職育成のための特徴的な教育内容や、開学当初から取り組んでいる地域貢献において優れた取り組みが認められ、教員や学生が熱心に教育研究活動に取り組んでいると判断できる。

一方で、自己点検・評価に関する取り組みや内部質保証システムの整備が不十分であること、管理運営の意思決定プロセスが不明確であることなどをはじめとして、さまざまな問題も抱えている。キャンパスの統合や大学院の設置等、貴大学の長期目標が何年も頓挫していることから、県との協力・連携体制を強化し、種々の問題解決に向けて共に取り組んでいくことが喫緊の課題である。

III 各基準の概評および提言

1 理念・目的

<概評>

貴大学は、学則において「保健医療に関わる優れた専門的知識及び技術を教授研究し、高い倫理観と豊かな人間性を備え地域社会に貢献し、保健医療の国際化に対応できる人材を育成するとともに、研究成果を地域に還元することにより、県民の保健医療に寄与することを目的とする」と定めている。また、学部の目的および各学科の目的も学則に明記されており、目指すべき方向性は明らかになっている。これらは、大学ホームページで公表されるとともに、『大学案内』『授業概要』『学生ハンドブック』『教育研究年報』等の公的刊行物を通じて広く周知・公表している。しかしながら、『学生ハンドブック』の冒頭に記載されている「本学の基本理念」

は、大学ホームページでは「教育研究上の理念」の一部として記載されているなど、公表媒体により理念・目的の名称が一部異なっていること、さらに、大学ホームページでは理念・目的について類似の名称・内容が並んでいることから、理念・目的を整理したうえでわかりやすい公表を行うことが望まれる。

2013（平成 25）年度に総務・企画委員会が「内部質保証のための教員アンケート」を行い、その中で理念・目的に関する周知・理解の状況を調査しているが、理念・目的の適切性について恒常的に検証を行う責任主体が明らかでないため、検証体制を整備するとともに検証プロセスを機能させていくことが望まれる。

<提言>

一 努力課題

- 1) 公表媒体により理念・目的の名称が一部異なっており、大学ホームページでは理念・目的について類似の名称・内容が並んでいるなど、理念・目的が統一されていない。整理したうえでわかりやすい公表を行うためにも、理念・目的を検証する体制・仕組みを構築し、定期的な検証と連動して改善することが望まれる。

2 教育研究組織

<概評>

教育研究組織は、健康科学部のもと、看護学科、栄養学科、歯科衛生学科、リハビリテーション学科（理学療法学専攻、作業療法学専攻）の4学科を構成している。また、歯科衛生学科には、学生が実習を行う附属の「歯科診察室」を設置している。

将来構想検討委員会において、貴大学の理念・目的を実現するため、①キャンパス統合、②大学院の設置、③大学附属実践研修研究センターの設置が必須であるとの結論に至り、千葉県は 2011（平成 23）年に外部委託により調査したものの、現在まで整備計画が策定されず、すでに4年が経過している。「内部質保証のための教員アンケート」において調査を行った結果、理念を実現するために十分な教育研究組織が整備されているとは思わないとの意見が70%近くを占め、このアンケート結果からも大学院や大学附属実践研修研究センターの設置が必要との結論を得ているが、改善・改革に向けて着手できていないのは問題といわざるを得ない。

また、将来構想検討委員会において教育研究組織に関する検討が行われた実績はあるが、検証を行う体制や手続きが整備されていない。上記の問題に加えて共同研究の体制づくりや保健医療の国際化に対応できる人材育成のための組織づくりも予定されていることから、全学的な仕組みを速やかに構築することが望まれる。

3 教員・教員組織

<概評>

教員組織の編制については、大学設置認可申請書において、研究業績が認められ専門的分野で相応の教育経験および臨床経験を重ねた者を適切に配置する編制としたとの記載があるのみで、教員組織の編制方針を定めているとはいいがたい。

教員の採用および昇任は、職位ごとに選考基準を明文化し、人格、学歴、職歴、業績に基づいて審査を行っている。また、新規採用に際しては手続きを「教員選考規程」に明記するとともに、教員資格審査委員会を設置し、「大学の教育理念を理解し、教育活動に積極的に取り組める者」を求める教員像とするなど、教員に求める能力・資質等を明らかにしている。

学部・学科における教員組織は、特定の範囲の年齢に偏りはなく、各職種においてバランスよく配置している。授業科目に対する配置についても、教員の学位取得の状況、職位、教育研究実績、実務経験をもとに科目との適合性を検討し、それぞれの専門性に合致した教員を配置している。しかし、2013（平成 25）年度および2014（平成 26）年度において、全専任教員数としては十分な人数を有しているものの、大学設置基準上原則として必要な教授数が大学全体で1名不足している。2015（平成 27）年度は必要な教授数と同数となり、基準を満たしているが、設置者である県と連携しながら、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいて教育を行ううえで十分な教員数を維持していくことが必須である。

教員の資質向上を図るファカルティ・ディベロップメント（FD）の取り組みとしては、学術推進企画委員会によるイブニングセミナーを行っているほか、2012（平成 24）年度にFD委員会を立ち上げ、FDマザーマップを作成するなど各種FD活動を行っている。

教員組織に関し、その適切性を検証する責任主体・組織は構築できていない。2度にわたり文部科学省による設置計画履行状況調査（アフターケア）で教員組織の適切性について指摘を受けていることに加え、昨年・一昨年と教授数が大学設置基準を満たしていなかったことから、早急に責任主体を明確にし、定期的に検証を行うことが望まれる。

<提言>

一 努力課題

- 1) 完成年度以降、2年間にわたり大学全体の教授数が大学設置基準に抵触していたことを踏まえ、人事計画に沿って教員数を適切に管理するとともに、教員組織を定期的に検証する体制や仕組みを構築し、機能させるよう改善が望まれる。

4 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

<概評>

基本理念を達成するために、「思いやりの心や高い倫理観を基本とした人間性を向上する力」「生きいきとしたコミュニケーション能力」などの8つの力を備えた人材の育成を教育目標に掲げている。ただし、人材養成の目的に示されている「保健医療の国際化に対応できる人材を育成」という点が教育目標で具体化されていないことについては、見直しが望まれる。

課程修了にあたって修得しておくべき学習成果を示した学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）では、教育目標に示された8つの力を、また、教育内容・方法に関する基本的な考え方を示した教育課程の編成・実施方針では、科目の枠組みや配置などについて8つの項目にまとめている。さらに、学科・専攻ごとにもそれぞれ具体的な方針を定め、2015（平成27）年度より『学生ハンドブック』や『授業概要』に明記している。ただし、栄養学科、歯科衛生学科、リハビリテーション学科作業療法学専攻の教育課程の編成・実施方針は、現状の説明にとどまっており、方針として適切ではない。また、大学ホームページでは『学生ハンドブック』のデータを掲載するのみで、本文に直接方針が記載されていないため、公表の仕方にも問題がみられる。

以上のことから、これらの方針については、その適切性を恒常的に検証する仕組みを整備し、現在の方針を見直すことが求められる。

<提言>

一 努力課題

- 1) 健康科学部栄養学科、歯科衛生学科、リハビリテーション学科作業療法学専攻では、教育課程の編成・実施方針が現状の説明にとどまっており、教育内容・方法に関する基本的な考え方が示されていない。方針について恒常的に検証を行う仕組みを整備し、方針の内容を見直すとともに、大学ホームページの公表の仕方についても改善することが望まれる。

(2) 教育課程・教育内容

<概評>

各学科・専攻の授業科目は、「特色科目」「一般教養科目」「保健医療基礎科目」「専

門科目」の4つの枠組みで構成され、学年の進行に伴って専門性を高めるべく、系統のかつ統合性のとれた教育課程を編成している。特に「千葉県における健康づくりの専門職」を養成することを目的とした必修の「特色科目」は、学科の枠を超え、専門職連携の重要性や方法論を実践的に学べる極めて独自性の高い学習環境を創設している。本科目群は、1年次の「体験ゼミナール」、2年次の「千葉県の健康づくり」、4年次の「専門職間の連携活動論」で構成され、学科間の交流を継続・維持しつつ、「専門科目」を学べるように配慮されており、大学独自の科目群とも呼ぶべき優れた教育を行っていることは高く評価できる。また、一部の授業科目については、先修条件を設定するなど、学生の順次的・体系的な履修への配慮がみられる。

教育課程の適切性については教務委員会がその検証を担っており、2012（平成24）年には専任教員および学生を対象に「カリキュラム評価アンケート」を実施してカリキュラムの見直しを行っている。また、2013（平成25）年度には第1期卒業生を対象とした「千葉県立保健医療大学学生支援体制等に対する評価」や教員に対する「内部質保証のための教員アンケート」を実施するなど、カリキュラム改善につなげる努力をしている。

<提言>

一 長所として特記すべき事項

- 1) 「千葉県における健康づくりの専門職」を養成するための必修の「特色科目」は、県民との交流を通じて地域の特性などを理解する「体験ゼミナール」（1年次）に始まり、地域の課題を踏まえた健康政策を学ぶ「千葉県の健康づくり」（2年次）、多学科間が連携して健康生活を支援する方法論を実践的に学ぶ「専門職間の連携活動論」（4年次）へと発展させており、人材養成の目的にも合致した極めて独自性の高い教育内容であると評価できる。

(3) 教育方法

<概評>

教育目標を達成するために、講義・演習・実習・実験などの多様な授業形態を組み合わせ、実践力と知識および技術が乖離しないよう工夫している。また、問題解決型授業や、少人数制の臨地実習を取り入れるなど、実践教育を行っている。

学科の独自性を生かした履修体制をとり、教務委員会が中心となって年度初めに全学および各学科別の履修ガイダンスを行っている。また、学生自身が主体的な学習を円滑に行えるよう、ポートフォリオを導入しており、教育目標の到達状況を自

己評価するうえで有効な手段である。しかし、シラバスに関しては、統一の様式でまとめられているものの、2012(平成24)年度の学生による授業評価結果において、シラバスが役に立ったと答える学生が少なく、シラバスに基づいた授業の展開についての検証も行われていない点は、改善が望まれる。なお、成績評価と単位認定は学内基準を設け、適切に行われている。

2011(平成23)年度から総務・企画委員会が専任教員の担当科目に限って学生による授業評価を実施し、2013(平成25)年度からはさらに授業評価の結果を担当教員に返却するだけでなく、担当教員が結果に基づいた改善策を作成してそれを公表している。また、2014(平成26)年度より授業等の改善を図ることを目的とした組織的な授業研究会を定期的に開催していることは評価できる。

(4) 成果

<概評>

学位授与については、「Web 成績管理システム」で学生ごとの単位取得状況を把握し、学科・専攻ごとの卒業要件を満たしているかを教務委員会で確認したうえで、教授会での審査を経て学長が認定している。卒業の要件については『授業概要』や『学生ハンドブック』に示して学生に周知している。

また、学習成果の測定に関しては、2013(平成25)年度に実施した卒業生調査の「千葉県立保健医療大学学生支援体制等に対する評価」や教員を対象とした「内部質保証のための教員アンケート」の結果、さらには、卒業判定の合格率、国家試験合格率、卒業後の進路のデータを評価指標としている。ただし、学位授与方針で学生に身に付けることを求めている知識・能力等を課程修了時に測定する評価指標が開発されていない点は、今後の課題である。

完成年度を迎えて間もないが、1期生および2期生については、すべての学科・専攻において、国家試験の合格率が全国平均より高くなっていることは評価できる。一方、「内部質保証のための教員アンケート」の結果では、教育目標のうち、「保健医療福祉を総合的に理解し発展させようと志向する力」と「生涯にわたり科学的に真理を探究する力」の達成度の評価が低いので、その原因を追求するとともに、改善を図る必要がある。

5 学生の受け入れ

<概評>

大学全体の学生の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)については、「必要

な基礎学力を有し、保健医療技術者としての適正を有する者を受け入れること」を基本方針として、求める学生像も掲げている。さらに、学科・専攻ごとに、学生の受け入れ方針を定め、『学生募集要項』ならびに大学ホームページで公表し、受験生および関係者に周知している。この方針に基づき、一般選抜と特別選抜（推薦入学および社会人特別選抜）によって入学者選抜を行っており、いずれも小論文試験と面接試験を組み入れて適切な受け入れを行っている。学生募集の方法は、『大学案内』、大学ホームページ、オープンキャンパス、高等学校への訪問や模擬授業等によって、入学者選抜の方法については、『入学者選抜要項』と大学ホームページによって、公表されている。

入試委員会が設置され、その部会である入試実施部会と入試評価部会が、学生募集および入試の計画・実施と、結果分析および評価をそれぞれ掌握するよう定められている。入学者選抜における公正性を確保するように、問題作成、採点、面接ならびに合否判定の手順・方法を定めており、合否の判定は教授会の審議を経て学長が決定している。

過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均と収容定員に対する在籍学生数比率は、各学科・専攻において、いずれも適正な比率が維持されており、定員は適切に管理されている。しかし、看護学科における編入学については、その倍率から、一定の志願者を確保していると思受けられるものの、編入学定員を満たしていないので、改善が望まれる。また、推薦入試の受験競争率（出願者数／合格者数）が極めて低い学科がみられることや、社会人特別選抜については入学者がいない学科があるため、これらの改善に向けて、入試評価部会が検証したうえで、入試委員会または入試実施部会が各学科と共に対処策を検討することが求められる。

<提言>

一 努力課題

- 1) 健康科学部看護学科において、編入学定員に対する編入学生数比率が 0.60 と低いので、改善が望まれる。

6 学生支援

<概評>

学生がより豊かな学生生活を送るために、修学支援、生活支援、進路支援について取り組んでいるが、学生支援に関する方針については現在策定中であり、今後は策定した方針を教職員で共有するとともに、方針に基づいて活動することが望まれる。また、個々の委員会が学生支援にあたっており、個別の体制は整備されている。

ものの、学生支援のあり方を組織的に検討し、支援の充実を図るシステムの整備が求められる。

修学支援については、全学年にクラス担任を配置し、学生個々の状況に応じた支援を行っている。また、障がいのある学生に対しては、担任が障がいに合わせた修学方法を学生とともに検討し、必要な支援を行っている。

生活支援については、学生自身が主体的に健康を管理できるよう「自己健康管理ファイル」を作成し、体力や食生活習慣等の面も管理できる点は、医療系大学の特徴を生かした取り組みであると評価できる。また、学生相談室にカウンセラー（臨床心理士）を配置して、学生のさまざまな悩みに対応できる体制をとっており、『学生ハンドブック』等を通じて学生にも周知している。ハラスメントの防止についても、規程に基づき、キャンパスハラスメント防止対策委員会が設置され、対応に関するガイドラインや相談員のマニュアルなども整備されている。

進路支援については、全学進路支援委員会や各学科・専攻の進路支援委員会および学生支援課が、年2回のキャリアセミナーやガイダンス等を実施している。

以上のように一定の成果は上げているものの、「学生支援アンケート」において、掲示やWebシステム等、学生への情報の周知方法に関する満足度が低く、学生相談室やカウンセラーの配置等に関しても不満が少なくない。方針の策定や学生支援体制の整備とともに、恒常的に活動を検証するシステムを構築し、改善に向けてそのプロセスを機能させていくことが必要である。

7 教育研究等環境

<概評>

キャンパスは千葉県の幕張と仁戸名に2キャンパスあり、校地および校舎面積は大学設置基準上必要な面積が確保されている。しかし、施設・設備の整備状況については、老朽化や開学後の整備の遅延などから、体育館、食堂、購買施設、サークル棟をはじめ、旧式の椅子・机やトイレ、卒業論文ゼミ用の演習室等に関して学生からの不満の声が多い。障がいのある学生に対する環境整備についても、スロープ、自動ドア等が設置されているが、バリアフリー化は十分ではない。さらには、仁戸名キャンパス体育館の耐震改修等の必要性も見出されており、施設・設備に関しては多くの問題を抱えているが、学生の学修、教員の教育研究の環境整備にかかわる方針が定まっていないことに加え、施設・設備、機器・備品を整備・管理する体制や、衛生・安全を確保する体制が整っていない。学生や教職員が安心して学修または教育研究活動に取り組めるよう、安全で快適な環境を速やかに整備することが望まれる。

図書館については、両キャンパスの図書館にそれぞれ司書資格を有する専任職員を配置し、図書、学術雑誌等の所蔵を図書館システムで把握している。また、オンライン検索や電子ジャーナルを整備しているほか、自動貸出機等も設置している。一方、大学内のネットワークシステムについては、いまだ十分な環境整備がなされていないことは今後の課題である。

専任教員に対しては、研究室が適切に確保され、一律に支給される研究費や審査を経て支給される共同研究費が配分されている。一方、授業負担に著しい偏りがみられる等、研究時間確保の平準化がなされていないことについては、さらなる検討が望まれる。研究倫理に関しては、規程の制定や学内審査機関の設置に加え、研究不正の防止に関する研究倫理研修会を実施しているが、全教員の参加を徹底することが求められる。

これらの種々の課題を解決し、適切な教育研究環境を整備するためにも、定期的な検証に加え、連動して改善を行う全学的な体制・仕組みを整備することが望まれる。

<提言>

一 努力課題

- 1) 仁戸名キャンパス体育館の耐震改修等、多くの問題を抱えているが、施設・設備、機器・備品を整備・管理する体制や、衛生・安全を確保する体制が整っていないので、教育研究等環境の方針を定め、実施体制と検証体制を整備するよう改善が望まれる。

8 社会連携・社会貢献

<概評>

社会連携・社会貢献については、大学設置認可申請書において、千葉県の健康づくり政策に貢献し、県民の保健医療の向上に寄与することが掲げられており、同様の内容が教育理念にも謳われているものの、具体的な方針は策定されていない。

社会連携・社会貢献の活動として、地域への公開講座、千葉県健康福祉部との意見交換会、県内関係機関への教員派遣、地域への歯科診療提供などを、精力的に実施している。これらは、地域との連携・交流を進め、保健医療の発展に寄与するという教育理念にも合致するものであり、評価できる。特に、「歯科診療室」については、千葉県内の広域から多くの患者を受け入れて、過去5年間で確実に受診者数を増やしており、学生の実習施設を兼ねながら、地域住民の口腔保健に貢献する身近な歯科医療施設となっていることは、高く評価できる。

公開講座については、社会貢献委員会が実施と検証の責任主体の役割を担い、総務・企画委員会が実施した「内部質保証のための教員アンケート」結果も用いてその活動内容等を点検している。ただし、大学全体の社会連携・社会貢献について検証を行う責任主体が明確になっていないので、今後は、大学のさまざまな社会連携・社会貢献活動の適切性を総体的に検証するよう、システムの整備が望まれる。

<提言>

一 長所として特記すべき事項

- 1) 「歯科診療室」は、学生の実習施設を兼ねながら、地域住民の口腔保健に貢献する身近な歯科医療施設として、千葉市内のみならず千葉県内の広域から毎年多くの患者を受け入れており、評価できる。

9 管理運営・財務

(1) 管理運営

<概評>

「設置管理条例」や「管理規則」等において、管理運営に係ることが定められているが、大学運営のあり方を明確にした管理運営方針は策定されていない。

大学の意思決定機関は、2015（平成27）年度からの学校教育法の改正を受けて見直された学則と「管理規則」に基づき、評議会と教授会を設置しており、それぞれの権限についても学則に示している。また、これらの会議に諮る案件の事前調整などを行う大学運営会議や、全学共通の専門的事項について審議・調整する学内委員会、学科等の教育研究活動を審議する学科等会議を設置しており、管理運営の組織体制は整っている。しかし、意思決定プロセスが不明確で、大学運営会議と教授会の関係についても明らかではない。意思決定プロセスは大学として重要な事項を決定し、適切な運営を行ううえで不可欠であり、早急な是正が求められる。

また、千葉県を設置母体としているため、千葉県の財政計画のもとに予算請求をしているが、各学科から出された要望をまとめるのみで、大学全体として予算請求に関する検討が行われていない。予算の配分についても、教員の研究費等については総務・企画委員会等で審議されているが、大学全体の予算配分の審議は行われていないため、予算請求・予算配分に関し組織的な審議・決定プロセスを構築して適切に予算管理するよう是正されたい。

さらに、設置者である県に対して提出した①キャンパス統合、②大学院の設置、③大学附属実践研修研究センターの設置に関する要望が、2011（平成23）年に県からの外部委託により調査がなされて以降整備計画が進んでいないことから、貴大学

千葉県立保健医療大学

と県がより強固な協力体制を築き、改善・改革に向けてともに取り組んでいくことが強く望まれる。

大学業務を支援するための事務組織は、事務局長のもとに企画運営課と学生支援課の2課を置き、それぞれに職員を配置しているが、年々減少している。また、事務窓口は両キャンパスに設置されているものの、仁戸名キャンパスは嘱託職員のみで対応しており、今後も2キャンパスでの体制を維持していく場合には、学生支援の観点からも事務職員の配置体制を改善する必要がある。

さらに、事務職員の資質向上に向けたスタッフ・ディベロップメント（SD）は一般社団法人公立大学協会の研修会と千葉県主催の研修会に職員が参加しているのみで、学内での研修は行われていない。正規職員は県からの派遣のため数年で異動することからも、専門知識を効率的に習得し得る研修等の取り組みを充実させるよう改善が望まれる。

以上のように、管理運営については種々の問題を抱えているものの、恒常的かつ適切に検証を行う体制やプロセスが構築されていないので、方針を策定するとともに検証の仕組みを整備し、適切な管理運営を行っていくことが望まれる。

<提言>

一 努力課題

- 1) 事務職員のSD研修は不十分であるので、専門知識を効率的に習得し得る研修等の取り組みを充実させるよう、改善が望まれる。

二 改善勧告

- 1) 大学として重要な事項を決定する意思決定プロセスが不明確で、大学運営会議と教授会などの関係についても明らかではない。また、県に対する予算請求や予算編成後の配分に関し、大学全体としての組織的な審議・決定プロセスがなく、主体的に予算管理を行っていないので、適切な大学運営に向け、早急に是正されたい。

(2) 財務

<概評>

貴大学は、法人化していない県立大学であるため、大学予算は県の一般会計に計上されており、授業料等の収入が支出の約3割、残りの約7割が一般財源からあてられている。県の決算に示された貴大学に関連する歳出の推移等から、県の政策のもとで一定水準の予算措置がとられていることが確認でき、大学運営に必要な財政

基盤は確立されている。

しかし、財政的に県の一部局という位置づけであることに伴う制約があるとはいえ、貴大学の財務について、経年的な推移の把握・検討や情報収集・分析などが組織的に行われておらず、財務管理が十分ではない。長期目標として法人化を検討課題としていることから、教育研究を支える財務という観点からの意識の向上が求められる。また、2013（平成 25）～2016（平成 28）年度の千葉県総合計画である「新 輝け！ちば元気プラン」のもとで、県は看護師をはじめとする医療従事者の養成に注力し、貴大学の機能充実について検討することを示していることから、県の厳しい財政状況の中で今後も大学運営に必要な財源を確保していくためには、県と認識の共有を図り、大学のあり方をともに検討していくことが望まれる。

10 内部質保証

<概評>

自ら点検・評価を行い、その結果をもとに改善を図るとともに、自己点検・評価の結果を公表することで県民に開かれた大学づくりを進めることを内部質保証に関する基本方針としているが、教職員間で方針の共有はできていない。

貴大学の内部質保証体制は、「自己点検・評価委員会規程」に基づき、「自己点検・評価委員会」を設置するとともに、委員会のもとに専門部会として「報告書作成等部会」と「認証評価部会」を整備している。しかし、2012（平成 24）年の文部科学省による設置計画履行状況調査において指摘された留意事項 2 点に関して、それらの改善策の検討を行い実施したのは「自己点検・評価委員会」ではなく、「大学運営会議」であり、内部質保証のための責任主体と実態に乖離がみられる。2015（平成 27）年に「自己点検・評価実施推進部会」の新設を決定し、この部会が今後検証システムを中心を担うことになっているが、速やかに体制を整備・具現化することが強く望まれる。また、2014（平成 26）年度には「自己点検・評価委員会」に外部評価委員が参加していたが、自己点検・評価委員会規程には、外部評価委員に関する定めはなく、規程の整備が望まれる。

完成年度を迎えて間もないが、今回の大学評価を申請するまで全学的な自己点検・評価を行っておらず、実施周期についても定まっていない。開学した 2009（平成 21）年度以降、毎年『教育研究年報』を大学ホームページに公表しているが、同年報は委員会の活動実績と教員の研究活動記録が主であり、自己点検・評価の結果に相当するものではない。諸活動の検証システムが確立されていない点や、文部科学省により指摘された留意事項について、改善の履行状況が 2 年連続で不十分な点も含め、内部質保証システムを構築し、適切に機能させるための方策が必要である。

さらに、公表が必要な情報のうち、たとえば、学位授与方針と教育課程の編成・実施方針は、大学ホームページ上でそれらが記載されている『学生ハンドブック』にリンクする形をとっており、わかりやすい公表とはいえない。加えて、大学ホームページ上の「教育情報の公表」で学位や業績が公表されていない教員が見受けられる。アクセシビリティの大幅な改善だけでなく、わかりやすいホームページへの改変が望まれる。

以上のように、自己点検・評価の実施および情報公開のいずれにおいても問題がみられ、内部質保証システムの構築と機能は不十分であるので、多角的な分析を踏まえたうえで大学として責任ある内部質保証を実現するよう、是正されたい。

<提言>

一 努力課題

- 1) 学位や業績が公表されていない教員がいるなど、学校教育法施行規則によって求められている教育情報の公表が不十分なことに加え、学位授与方針等が大学ホームページの本文に記載されていないなど、情報の公表の仕方にも問題がみられるので、積極的でわかりやすい公表を行うよう改善が望まれる。

二 改善勧告

- 1) 内部質保証の中心的な役割を担う自己点検・評価委員会と2つの部会の連携・役割分担、また「大学運営会議」等の他の組織との役割分担が明確ではなく、責任主体と実態に乖離がみられるなど、内部質保証システムが十分に構築されていない。また、全学的な自己点検・評価も今回の大学評価を申請するまで実施しておらず、諸活動の定期的な検証も不十分なので、大学として責任ある内部質保証を実現するよう、是正されたい。

各基準において提示した指摘のうち、「努力課題」についてはその対応状況を、「改善勧告」についてはその改善状況を「改善報告書」としてとりまとめ、2019（平成31）年7月末日までに本協会に提出することを求める。

以 上